



今月のことば

monthly word

弁理士間の情報の交換と共有

日本弁理士会 副会長

岩壁 冬樹

1. はじめに

平成 27 年度副会長を務めている岩壁冬樹です。この原稿を作成しているのは 6 月中旬でして、各支部において正副会長と各支部会員と語る会が順次開催されている時期です。また、4 月 21 日には AIPLA (米国知的財産権法協会) 代表団との交流イベント、6 月 3 日にはフランス弁理士会の代表団との交流イベント、6 月 9 日には中華全国専利代理人協会代表団との交流イベントが開催されました。

支部会員と語る会を経験し、また、各国弁理士関係の代表団との交流を経て感じたことを、今月のことばとしたいと思います。

2. 支部会員との語る会を通じて

私は、特許事務所勤務弁理士であったときも特許事務所経営者である現在も、東京都内で業務を行っています。また、固定クライアントからの特許出願依頼に応じた業務が大半を占めています。そのためもあって、本役職に就く前は、地方支部に所属する会員の環境や意向を十分に理解できていませんでした。今般、支部会員と語る会や懇親会で支部の会員との直接の話し合いの機会を持つことができました。そこで、(1) 本会 (特に、執行役員会) と支部との意識の差、(2) 大都市圏に事務所を構える又は大都市圏の事務所に所属する会員と小規模支部 (関東支部、東海支部、近畿支部以外の地方支部) の会員との意識の差、(3) 小規模支部の会員の実際に手がける業務範囲が広いこと、をあらためて感じました。(3) については、大都市圏でも当てはまる会員が存在することは承知していますが、地方支部においては顕著であると思われます。

平成 26 年度組織改革特別委員会の答申に、支部に関して、支部予算や委員会に関連する提言がなされています。また、組織改革に関する意見募

集に対して、小規模支部の会員からの意見であろうと思われる、地方の支部会員の活用を図るといった積極的な意見がある一方で、大規模支部の所属会員からではないかと思われる、事業を遂行する上での小規模支部におけるマンパワー不足や小規模支部のバックアップをどのようにすればよいのかといった声も含まれています。

それらの事柄に基づいて、大規模支部と小規模支部との間のギャップ、及び大規模支部会員と小規模支部会員との間の意識差を再認識している次第です。

本年度の組織改革特別委員会に対する諮問に、「支部の主体性を尊重しつつ、本会及び支部、並びに支部間の連携を強化した組織についての検討」という事項が含まれています。その諮問は、平成 26 年度組織改革特別委員会の答申内容を受けたものであり、かつ、平成 26 年度第 2 回臨時総会での決議に沿ったものになっています。具体的には、本会と支部との連携と、支部間の連携とが視野に入っています。本年度の組織改革特別委員会の検討結果を受けた答申がどのような内容になるのかは現時点では定かではありませんが、私見を述べさせて頂くと、「連携」の基として、情報の伝達もしくは交換と共有とがあると思います。情報の伝達というと、まず、本会、特に執行役員会から会員への情報の提示/提供が思い浮かぶと思われませんが、それだけではありません。

例えば、上で述べた内容のうち、平成 26 年度組織改革特別委員会の答申や組織改革に関する意見募集に対する意見は、日本弁理士会の HP に掲載されている情報です。ついでに申しますと、その他にも、日本弁理士会の HP には当会の現状を把握するのに便利な情報や、自身の業務を遂行する上での有用な情報が含まれています。そこで、会員の皆様をお願いなのですが、積極的に、情報を

取りにいて頂きたいと思います。当然ではありませんが、執行役員会といたしましても、できるだけ多くの情報を会員に提示／提供することは当然のことであると認識しています。

支部の件と組織改革特別委員会の件とを例にしてきましたが、その例を踏襲すると、大規模支部と小規模支部との間のギャップ、及び大規模支部会員と小規模支部会員との間の意識差に関する情報を日本弁理士会のHPから得ることができます(具体的には、「組織改革意見募集結果」)。そして、会員の皆様におかれましては、一体どのような意識差等が存在するのかを認識して頂けますと幸いです。

そのようにして頂けると、例えば執行役員会で考えていることや問題意識が、会員の皆様と共有されることになると思われます。そして、情報が共有されることによって、執行役員会が持っている問題意識と会員の皆様の問題意識の共有が図られ、もって、現状を正しく把握しつつ、問題解決に当たれると考えます。より具体的に申し上げますと、一例ではありますが、自身が得られた情報に基づいて、日本弁理士会のHPのトップページに存在する「電子会議室」にご意見を投稿するといった行動をして頂くことによって、執行役員会は、諸会員の意見を受けることができますので、よりよい会務運営にあたることができると考えます。なお、執行役員会で考えていることと、情報を収集された会員の方の意識に差があることも考えられますが、それは悪しきことではなく、それに基づいて疑問等を投げかけて頂けますと幸いです。

3. 海外団体との交流

最初に申し上げましたとおり、4月から6月にかけて、AIPLA、フランス弁理士会及び中華全国専利代理人協会との交流会を持ちました。それらの交流会を通じて感じたことを述べさせていただきます。なお、いずれにつきましても、国際活動センター主催で、電子メール等でご案内したように、東京開催のみではありますが講演会(オープンセミナー)が開催されました。

まず、フランス弁理士会との交流会に関して、フランス弁理士会は、会員規律、研修、広告等に関して、日本弁理士会とほぼ同様の考えを有していることは興味深いものでした。しかし、統計の手法が異なるかもしれませんが、フランス弁理士会では、日本弁理士会とは異なり、事務所の首都圏(パリ圏)集中という現象は顕著ではありません。

ん。また、中華全国専利代理人協会との交流会について、特許侵害に関する損害賠償額の飛躍的増大が図られる中国特許法(専利法)の改正が予定され、それについて、中国弁理士(専利代理人)が中国は知財訴訟大国になると明言していたことは、ある意味ショックでした。

執行役員会のメンバー(特に、正副会長)は、当然、交流会に参加し、私を感じたことと同様の所感を持ったのではないかと思います。そして、上で述べたように、交流会に付随する講演会は東京開催のみではありますが、また、定員はありますが、いずれの会員も参加可能な会でした。諸会員の皆様にも参加頂いて日本の外の情勢を感じ、執行役員会と情報を共有することによって、他国のよい点を参考にして日本弁理士会をよりよい方向に向けることに関して、全会員の意識合わせを行うことができれば、それに勝つことはありません。それらの講演会は、既に終了した講演会ではありますが、次に開催されるであろう会に積極的に参加されることを切に希望いたします。

4. 弁理士知財キャラバンについて

さて、平成27年度の伊丹会長を始めとする執行役員会の事業計画は、去る5月29日に開催された定期総会で承認を頂きましたが、重点事業の一つである「弁理士知財キャラバン」が始まり、現時点で、「弁理士知財キャラバン」に関する「支援弁理士」養成のための知財コンサルティング研修が進行中です。知財コンサルティング研修は、東京の弁理士会館及び8支部の支部室で開催されています。「弁理士知財キャラバン」の主な目的は、中小企業支援ですが、弁理士が知財コンサルティングスキルを持つようになることも大きな目的です。つまり、弁理士の活動内容をより充実させることも目的です。また、「弁理士知財キャラバン」の事業遂行にあたって、各支部との協働が不可欠であって、特に、地方支部会員のご協力を頂かなくてはなりません。

「弁理士知財キャラバン」の事業を協働して遂行するにあたって、執行役員会と各支部とのコミュニケーション及び各支部間のコミュニケーションがより活発になり、全弁理士が共通の目的に向かうための情報共有がより進むことを願っています。

最後に、伊丹会長を始めとする平成27年度の執行部に対するご支援とご協力をあらためてお願い申し上げます。